

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されています。色々な情報発信が行われている中、SNS上では根拠のない噂が流れており、また、不安につけこんだ悪質商法、便乗商法も出ているようです。正確な情報に基づいて冷静に対応したいですね。

■株式会社防災センターに対する訴訟の経過報告

2月4日(火)、株式会社防災センターに対する不当条項使用等差止請求事件の裁判が仙台地方裁判所 308号法廷で開催されました。

ネットとうほくは、前回のニュースでご報告したとおり、2019年12月20日に、同名の別法人に対する本件同様の不当条項使用等差止請求訴訟(別訴)を提起していました。これについては、本訴(先行事件)と併合、すなわち同時に審理されることとなりました。こちらの訴訟(後行事件)については、次回までに相手方から反論書面が提出される見込みです。

また、本訴では、消費者契約法第10条の該当性についての主張を補う書面を提出しました。相手方からも、前回のネットとうほくの書面に対する反論の書面が提出されました。今後、立証に関する準備が進められる予定です。

次回期日は、3月24日午後1時30分から仙台地方裁判所 308号法廷で行われる予定です。

■2019年度第5回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2019年1月16日(木)18:30から、仙台弁護士会館において、2019年度第5回目となる消ラボを開催し、15名の参加がありました。



講師 中里真准教授

今回は、「集団的消費者被害制度の対象を考えるー現在の訴訟状況も踏まえた問題提起」をテーマに、福島大学の中里真准教授が講義を行いました。

まず、消費者裁判手続特例法における集団的被害回復訴訟制度の概要についての話があり、「共通性」、「多数性」、「支配性」といった訴訟要件や、どのような請求に関する訴えができるのかについての解説がありました。

その後、現在進められている訴訟について、各特定適格消費者団体のHP等を参考に、説明がありました。例えば、消費者機構日本(COJ)が行っている東京医科大学に関する訴訟については、単に消費者被害や大学の不正にとどまらず、社会的影響がある案件として世間の注目を浴びた、との紹介がありました。

意見交換では、その東京医科大学に関する訴訟についての意見や質問が多く出され、活発な議論が交わされました。

来年度も引き続き消ラボを開催いたします。詳細は決まり次第お知らせいたします。

*3月9日(月)に予定されていた消ラボは、新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止となりました。

■講師を派遣しました

*岩手県立大学総合政策学部

1月29日(水)、岩手県立大学総合政策学部において、検討委員の男澤拓弁護士と理事の小野田由季消費生活相談員が「弁護士・消費生活相談員による消費者法～実際の消費者被害を学ぼう～」と題して講義を行いました。男澤弁護士からは、消費者法の概要や適格消費者団体、消費者市民社会(エシカル消費、SDGs等)についての講義が、小野田相談員からは、近時、消費生活センターに寄せられた若者に多い消費者被害の紹介がありました。特に、マルチ商法に関しては、実際に勧誘を体験してもらうために、学生の皆さんにも寸劇に参加してもらいました。



講義を行う男澤弁護士



寸劇をする学生と小野田相談員

*岩手県消費者行政推進ネットワーク 2019年度第2回実務者会議

2月5日(水)、岩手県での消費者行政の充実と消費者被害の少ない地域作りを目的とした実務者会議が岩手県立県民生活センターで行われ、検討委員の窪幸治岩手県立大学総合政策学部教授が、消費者団体訴訟制度の概要とネットとうほくの活動状況について講演を行いました。

■消費生活審議会で次期基本計画の検討が始まります

宮城県が策定する「消費者施策推進基本計画・消費者教育推進計画」及び仙台市が策定する「消費生活基本計画・消費者教育推進計画」の現行計画が2020年度で終了するにあたり、消費生活審議会では、次期計画(2021年度から5年間)策定に向けての検討が始まります。

次期計画には、成年年齢引下げに対応した消費者教育や、SDGs(持続可能な開発目標)の視点が取り込まれる予定です。

ネットとうほくは、審議会ではもちろん、秋に予定されているパブリックコメントでも、より良い基本計画となるよう意見を出していきます。



「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら
一人で悩まず



消費者庁
消費者ホットライン 188
イメージキャラクター
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188(局番なし)にすぐ電話!

～お近くの消費生活相談窓口に繋がります～

■会員の皆さまへのお知らせ ～2020 年度通常総会～

ネットとうほく 2020 年度通常総会を下記の通り開催いたします。ネットとうほくの活動を振り返るとともに、2020 年度の活動計画を決定する大事な総会で、会員が一堂に会する数少ない機会でもあります。是非、ご参加ください。詳細は 5 月上旬発送予定の「ご案内」をご覧ください。

総会終了後には、広告に関するワークショップを開催いたします。「広告を見る時、どこに注意すればいいの!?!」「このチラシ、ナンカおかしい!どこが問題!?!」など一緒に考えてみましょう。

気になる広告があれば、事前に事務局まで、メール・FAX・郵送にてお寄せください。



日時：2020 年 6 月 20 日（土）10：30 ～ 11：20

場所：仙台弁護士会館 4 階ホール（仙台市青葉区一番町 2 丁目 9-18）

*ワークショップは 11：30～開催します。

■リレーエッセイ

14 回目となる今回は、検討委員の天羽優子山形大学准教授です。

山形大学理学部の天羽と申します。専門は水を始めとする液体の分光学的研究で、分野としては化学物理です。ネットとうほくでは、検討委員として、主に科学的な見知から、法律家の先生方の申し入れ活動をサポートしています。

私が消費者問題と関わることになったきっかけは、1999 年頃に「クラスターの小さい水は良い水だ」という間違った言説が出回っていたことを正そうとしたことです。

調べてみたら、この言説を宣伝にを使って、浄水器や活水器（と称する水処理装置）を売っている業者がたくさんありました。これ以外にも、遠赤外線で水を活性化するとか、水道配管の周りに磁石を配置すると通過した水の性質が変わる、といった、科学的根拠のない宣伝が横行していることがわかりました。

そこで、科学を装った宣伝を指摘するウェブページ「水商売ウォッチング」を作り、インチキな宣伝をする業者の批判を続けて、今に至ります。

これまでに、ニセ科学宣伝に騙されて高額の水処理装置を買わされた被害者の裁判で、弁護士からの依頼で宣伝文句に対する意見書を書いたり、「波動」による血液サラサラ効果を謳って薬事法違反で摘発された「強命水『活』」の事件では、警察の検証に立ち会うという経験もしました。

ネットとうほくの申し入れ活動の対象になったトラブルは、ほとんどが契約内容によるもので、ニセ科学が主な原因になっているものは今のところ少ないのです。

しかし、例えば、世の中の多くの健康グッズは多かれ少なかれニセ科学宣伝を行っており、信じて買ってしまふと被害が生じます。宣伝に怪しい部分があるということを事前に察知できれば、契約に至らず、被害を予防することができます。

科学者の立場から、被害回復と予防の両面で貢献できればと考えています。

■ ネットとうほく 会員・賛助団体の皆様へお願い

6月の総会終了後に下記内容にて「広告に関するワークショップ」を行います。
気になる広告があれば、事前に事務局まで、メール・FAX・郵送にてお寄せください。

私達が毎日目にする新聞折込みチラシやインターネット広告、DMやカタログ、テレビのCMなど沢山の広告！

「広告を見る時 どこに注意すればいいの!?(仮)」



たとえば・・・

- ・「顧客満足度1位?」・・・1位とあるけど、顧客満足度はどのように調べたか書いてないよ。
- ・「飲むだけで絶対痩せる?」・・・絶対! って書いてあるけど、誰でもホントに痩せるのかなあ?
- ・「お試し100円?」・・・お試し1回と思い申込んだのに、「定期購入」だったと後でわかった。広告の最後のところに、小さな文字で書いてあり、気付かなかったよ。

◆景品表示法（広告に関する法律）を解説、ネットとうほくで申入れして改善された事例を紹介後に、皆様から寄せていただいた広告を基に、広告のどこに問題があるのか、グループ分けして検討します。

問題がある広告については、ネットとうほく検討委員会で検討し、申入れや改善要望へとつなげます。



※あなたの気づきで、問題広告が変わります!!

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp